

# 業 務 概 要

令和5年度



広島県立広島学園

## はじめに

当学園の運営につきまして、関係者の皆様方には、日ごろから深い御理解と多大なる御支援をいただいております。心から感謝を申し上げます。

さて、近年の在園児童数は概ね 20 名前後（令和 5 年 3 月 1 日現在 18 名）となっています。令和 4 年度の入園児童の傾向としては、近年と同様に小学生の入所の割合が高くなっています。児童の特性としては、被虐待経験がある児童が 5 割、自閉スペクトラム症、注意欠如・多動症、知的障害など発達上の困難を抱える児童についても 6 割を超えています。特に、性的問題行動を主訴とする男児の入所は約 5 割で、高い割合となっています。

このように支援や指導が困難な児童が増加している実態から、集団生活の中でも個別のニーズに応えることができるよう工夫しながら支援を続けています。安心できる環境を提供し、児童が自身の課題解決に前向きに取り組んでいけるよう、広島学園としてさらなる専門性の向上を果たすとともに、措置機関等関係機関との連携も益々充実させていく必要があると考えております。

平成 27 年度に東広島市立もみじ小学校・もみじ中学校が学園内に開設されて以降、入所児童の学力は向上し、行事の共同開催により、より充実した経験の場が提供できており、当学園との連携・協働は、円滑に進めることができいております。

令和 2 年度以降は、新型コロナウイルス感染予防のために、多くの園内外の行事が、中止あるいは規模を縮小しての実施となっていましたが、令和 4 年度においては、従来通りとはなりません。行事の再開もできました。今後も児童に様々な学びや経験の場が確保できるように工夫を続けていきたいと思っております。

県内唯一の児童自立支援施設として、退園時には児童から「入園して良かった。」と、保護者や関係機関等からは「入園させて良かった。」と言ってもらえるような施設であり続けるために、職員一丸となって取り組んでおります。

ここに令和 5 年度版の業務概要を作成いたしました。この概要を通して、当学園の取組や運営方針などに一層の御理解をいただき、今後とも変わらぬ御支援をいただきますようお願い申し上げます。

令和 6 年 2 月

広島県立広島学園園長 川上 誠司

# 目 次

## ○はじめに

1 広島学園の概況	
(1) 組織と職員	1
(2) 沿革	3
(3) 敷地・建物配置	4
2 学園の基本方針	
(1) 基本的な考え方	5
(2) 児童自立支援の段階別プログラム	6
3 令和4年度事業実施状況	
(1) 令和4年度を振り返って	7
(2) 年間行事	8
(3) 生活支援	10
令和5年度日課表	11
(4) 学習支援	12
(5) 作業支援	13
(6) 関係機関との連携状況	
ア 子ども家庭センター・児童相談所との連携	14
イ 家庭裁判所・保護観察所・少年院・少女苑・警察等との連携	14
ウ 原籍校連絡協議会	14
エ 児童自立支援施設協議会	14
オ 中国地区児童自立支援施設協議会専門委員会	15
カ 県子ども家庭課、東広島市役所等	16
キ その他	16
(7) 職員研修会等参加状況	17
(8) 施設見学研修生の受け入れ状況	18
(9) 実習生の受け入れ状況	18
(10) 避難訓練等実施状況	19
(11) 治療の状況	20
(12) 心理支援の状況	22
(13) 各会議の開催状況	23
4 統計資料	
(1) 年度別（初日）在籍児童数	25
(2) 入退所児童の状況	25
(3) 支援期間	26
(4) 無断外出の状況	26
(5) 退所後の進路状況	27
(6) 令和4年度入所児童市郡別措置状況	27
(7) 令和4年度入所児童の主な養育者	28
(8) 令和4年度入所児童の主な入所理由	28
(9) 令和4年度入所児童の学年状況	28
(10) 令和4年度特別寮（うめ寮）の利用状況	29
学園交通案内図	30

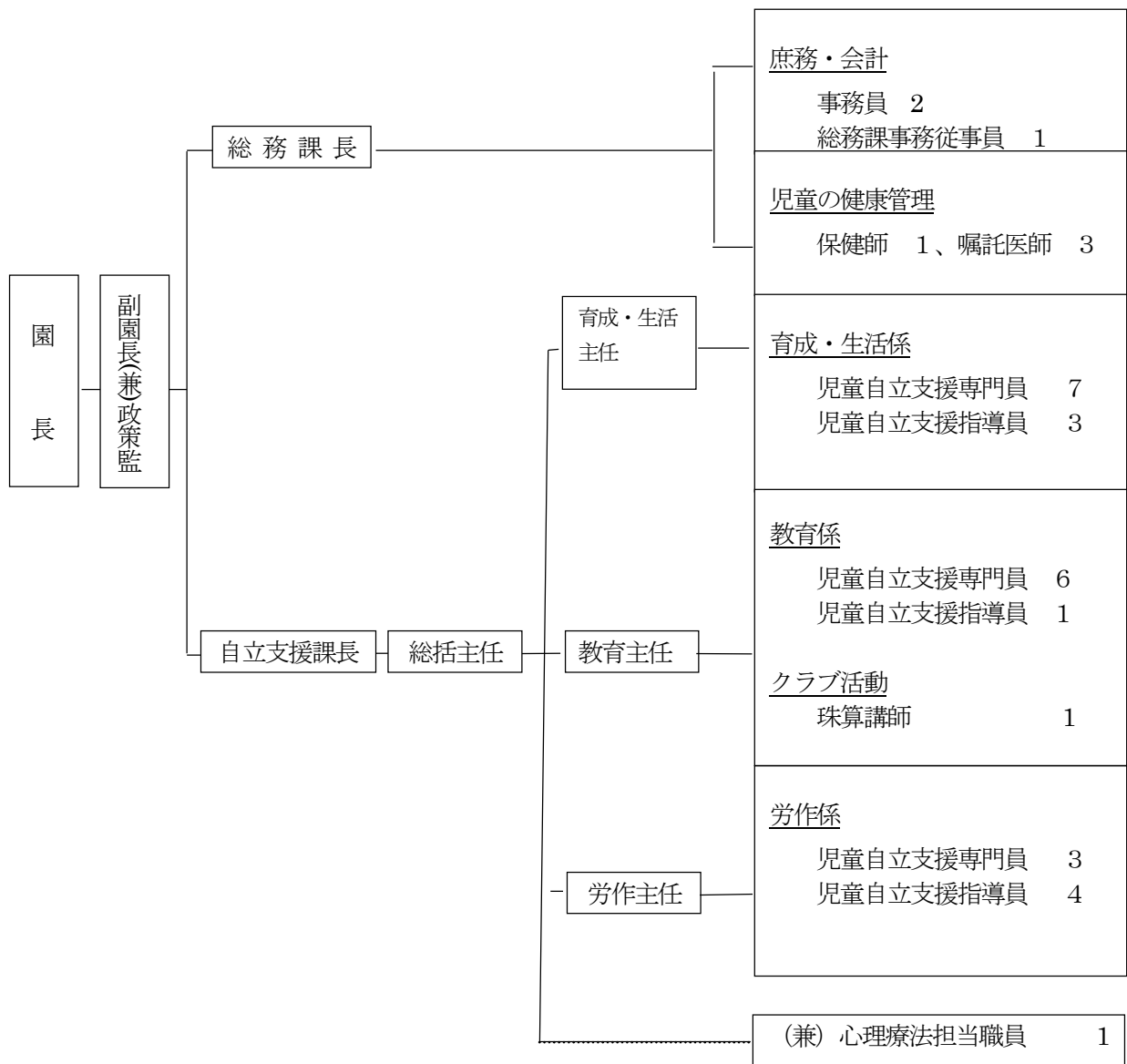
# 1 広島学園の概況

広島学園は、児童福祉法第 44 条に規定する児童自立支援施設で、「不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援することを目的とする」施設である。

## (1) 組織と職員

### ① 行政組織

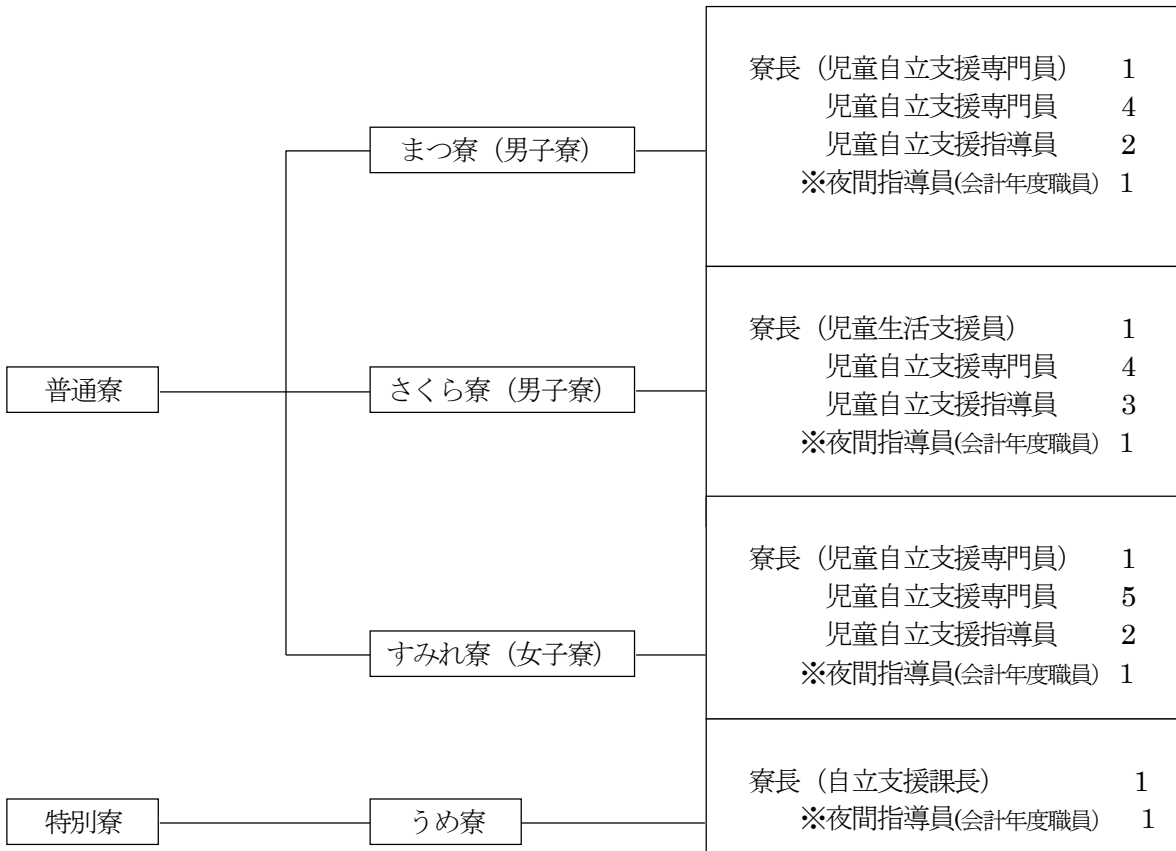
令和 5 年 4 月 1 日現在



(注1) 育成、生活、教育、労作の各主任は、それぞれの係の職員数に含めて計上している。

(注2) 係は課内の担当を定めたもので、行政組織上の係でない。

(注3) 給食業務は、平成 20 年度から民間委託している。



※夜間指導員は非常勤（月4回程度の勤務）の職員が交替で勤務している。

特別寮は、新入児童のオリエンテーション、園内非行や、節目節目での定期的な振り返りなど、グループから離して個別に支援するための寮として、運営している。

通勤交替制のため、3形態の勤務（普通勤務、早出勤務、遅出勤務）と宿直勤務を行っている。

【 勤務時間 】

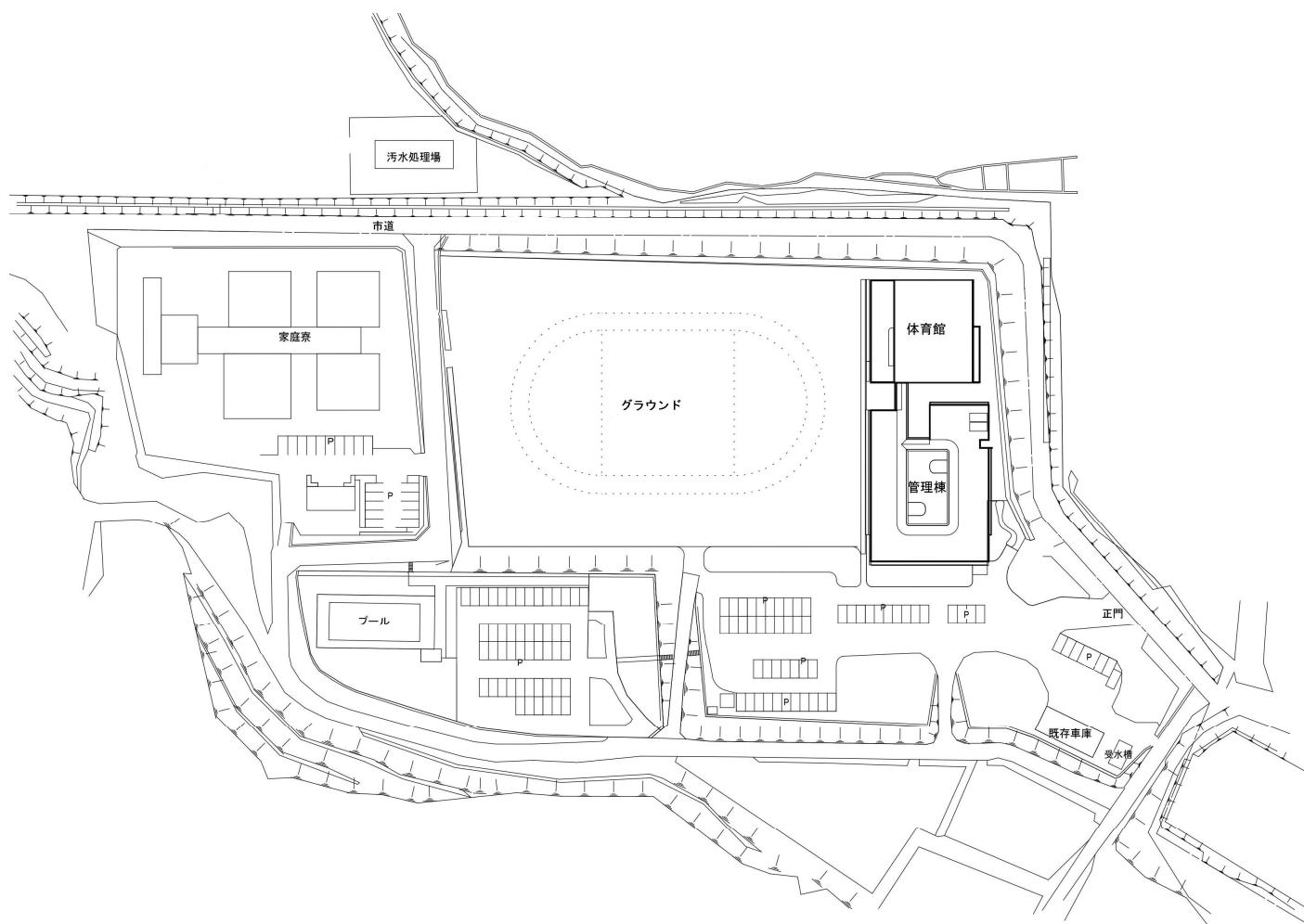
児童自立支援専門員 児童生活支援員	普通勤務	8:30~17:15
	早出勤務	6:30~15:15
	遅出勤務(1)	12:15~21:00
	遅出勤務(2)	13:15~22:00
児童自立支援指導員 (会計年度職員)	普通勤務 (1)	8:30~15:15
	普通勤務 (2)	11:15~18:00
	早出勤務	6:30~13:15
	遅出勤務(1)	14:15~21:00
	遅出勤務(2)	15:15~22:00
	宿直勤務	22:00~翌6:30
夜間指導員 (会計年度職員)	宿直勤務	17:15~翌8:30

(2) 沿革

明 治	32年 7月5日	浄土真宗本願寺派の宗教家の発起により広島市国泰寺に仮院舎を借り広島感化院として発足。
	41年 1月28日	広島市尾長町に新築移転。
	41年 7月11日	広島修養院と改称。
	41年 10月1日	本県に感化院法が施行され、本県代用感化院に指定。
昭 和	6年 6月1日	広島県に移管し、広島県立広島学園と改称。
	9年 10月1日	少年教護法施行により県立少年教護院となる。
	12年 12月24日	賀茂郡川上村（東広島市八本松町飯田）に新築移転。
	23年 1月1日	児童福祉法の施行により県立教護院となる。
	46年 8月30日	賀茂郡八本松町大字原（現在地）に新築移転。
平 成	元年 7月5日	創立 90 周年記念式典を挙行。
	7年 4月1日	寮舎全面新築により、小舎夫婦制から中舎通勤交代制に移行。
	10年 4月1日	児童福祉法の改正により、児童自立支援施設となる。
	11年 11月1日	創立 100 周年記念「自立の像」を建設。
	27年 3月27日	新管理棟（校舎）・新体育館の完成。
	27年 4月1日	東広島市立もみじ小学校・もみじ中学校の設置（学校教育導入）。
	27年 9月25日	管理棟前などの駐車場整備、プール改修。



### (3) 敷地・建物配置



#### ( 施設規模 )

■管 理 棟 2,203 m<sup>2</sup>

■体 育 館 846 m<sup>2</sup>

■家 庭 寮 1,698 m<sup>2</sup>

■自 立 寮 94 m<sup>2</sup>

■農 園 8,892 m<sup>2</sup>

---

敷地総面積 116,999 m<sup>2</sup>

## 2 学園の基本方針

### (1) 基本的な考え方

◎基本理念 学園訓『愛と誠』 ”寄り添い・心を通わせ・諭し・丁寧に育て直す”～『Withの精神』

#### ◎基本方針

##### ◇安定した生活の保障

- ・子どもが安定して生活できる環境を整備し提供することによって、子どもが安心感・安全感などを獲得して自己課題に向き合うことができる。
- ・安定した生活環境を提供するためには、「枠組みのある生活」、「基本的欲求の充足（衣食住の保障）」「温かい雰囲気づくり」「基本的信頼関係の確立」が必要。
- ・規則や日課という構造化された生活（外的な枠組み）の中で、子どもがセルフコントロールする力（内的な枠組み）を育むよう支援を行うことが「枠組みのある生活」ということになるが、規則や日課という外的な枠組みだけに頼らないバランスの良い支援が必要。

##### ◇子どもの権利擁護

- ・子どもの権利擁護の意識を強く持ち、子ども一人一人の人格を尊重した支援を行う。
- ・一方で、児童自立支援施設は、自立支援の目的達成のため、他の施設以上に生活上の制限が必要となることも多い。そのため、その制限が合理的で、権利侵害にあたらぬというためには、適切な手続きの確保と、支援内容の検討・見直しを行うことが必要。
- ・いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わない。
- ・通常支援を丁寧にいき、それでも十分な支援ができない場合には子どもの権利制限を伴う特別支援を実施する。その際にはガイドラインに沿って適切な手続きのもとで客観性・透明性のある支援を行う。
- ・第三者評価の受審及び公表等により、支援の透明性と自らの支援の振り返りを行う。

##### ◇有期有目的の施設として位置づける

- ・概ね1年間の自立支援プログラムにより退園を目指す。子どもの権利に一部制約のある施設であるため、短期集中的に支援を行い、退園後の生活に繋げていく。
- ・入園は「ゴール」ではなく、「退園に向けたスタート」と位置づけ。入園当初から退園を見据えて、段階的プログラムによる支援・指導や地域（保護者、原籍校、警察、医療機関等）との環境調整を行う。
- ・約1年間で本人の入所課題を改善するため、問題となる行動等があった場合には丁寧に取り上げ、自己理解につなげ問題解決力の向上を目指す。

##### ◇アセスメントに基づくオーダーメイドの支援

- ・アセスメントにより個々の子どものニーズを把握し、その子どもにあった自立支援計画を策定し、子どもの問題解決力の向上を目指して支援をしていく。
- ・子どもと克服すべき課題を共有し、納得のうえで支援・指導・特別支援を実施する。
- ・子どもの強みにも着目する。子どもが問題解決へのモチベーションを高めるような支援を行う。
- ・児童相談所（こども家庭センター）、もみじ小中学校とアセスメントを共有し、連携して支援を行う。
- ・支援・指導内容はしっかり記録する。

##### ◇関係諸機関との連携

- ・児童相談所（こども家庭センター）、学校（もみじ小中学校、原籍校）、家庭裁判所、少年鑑別所、警察、医療機関、療育機関等、関係諸機関や地域との連携維持・連携強化に努める。
- ・児童相談所（こども家庭センター）とは、日常の様子を細やかに共有するとともに、3ヶ月ごとの協議を行い、援助方針の確認・評価と取り組むべき支援内容を共有する。
- ・もみじ小中学校とは、毎日の情報共有、各行事の協同実施など、一体となって支援をする。
- ・地域の支援団体等との交流を深める。

##### ◇家庭との関係維持

- ・入園と同時に退園時、退園後を視野に、家庭（保護者・親権者・監護者）との信頼関係を築き、児童相談所（こども家庭センター）とともに家庭環境調整や必要に応じて地域調整を行う。



(2) 児童自立支援施設の段階的プログラム

広島県立広島学園

令和元年9月 改定

段 階	入所期 (自己確認・試行期)	初期 (信頼関係・ 安心安全獲得期)	中期 (自律・適応期)	後期 (自主的・実践・安定期)	退所期 (自立準備期・ アフターケアの確認)
標準経過期間 (所属寮)	特別寮での4日前後の個別支援～ 所属寮での支援～1カ月振返り	～3カ月(一般寮⇒適宜 特別寮での個別支援)	～6カ月(一般寮⇒適宜 特別寮での個別支援)	～9カ月(一般寮⇒適宜 特別寮での個別支援)	～12カ月(一般寮⇒適宜 特別寮での個別支援)
【支援の観点】	【安心感・受け入れられ体験】 【スモールステップで 率先垂範】	【担当職員や 寮職員との 安定した関係作り】	【信頼の獲得】	【将来の方向性を 固める】	【見守られている 安心感の中で トライする】
課題と目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児自施設の意義、入所の動機づけ「無断外出、暴言暴力、破壊行為の禁止」の説明</li> <li>・ 自分の感情(怒り、不満、不安等)を整理し、課題に気付く</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入所前までの誤った行動傾向が再発する</li> <li>・ 課題を意識させて行動に移させる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 役割や日課を当然としてこなし、やり通す</li> <li>・ 課題変容過程を評価し再修正する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自信と目標を持って生活する</li> <li>・ 課題の改善点の維持・継続を意識させる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 退所後の生活を意識した生活をおくる</li> <li>・ 自分自身で感情をコントロールする</li> </ul>
具体的 到達レベル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規則、生活日課を覚えて、生活のリズムを身につける</li> <li>・ 挨拶、返事、報告活動の仕方を覚え、日誌や報告活動で、自分の気持ちの伝え方、気持ちの整理をしていく方法を教える</li> <li>・ 指示、注意、助言を受け入れる耐性をつける</li> <li>・ 入所前の行動を振り返り、改善点を大まかに覚知する</li> <li>・ 1カ月間の目標設定をする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 明るく大きな声で返事や挨拶ができる</li> <li>・ 注意や指導を受け入れて改めようとする</li> <li>・ これまでの対人関係について考える</li> <li>・ 忘れ物をせず身の周りの整理整頓ができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苦しいこと、嫌なことでも手を抜かない</li> <li>・ 自分の役割(係)を理解し、自主的に行う</li> <li>・ 弱い子や年少児を威嚇したり、いじめず生活できる</li> <li>・ 自己改善目標を設定し、実現に向けて努力する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自己改善目標を設定し、実現に向けて努力する</li> <li>・ 難しい課題であっても、投げ出さずに挑戦する</li> <li>・ 色々な活動に自然体で参加できる</li> <li>・ チャンスがあっても、非行(ルール違反)をしない</li> <li>・ 将来を見通した課題を自ら設定し、定期的に見直す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 帰宅訓練等で浮き彫りになった課題を改善するために取り組む</li> <li>・ 様々な負担のかかる取り組みに挑戦し、くじけない</li> <li>・ 安定した気持ちで生活がおくれる</li> <li>・ 将来を見通した課題を自ら設定し、定期的に見直すことができる</li> </ul>
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入所後、早期に「児童自立支援計画表」案を作成する(ケースの見立てと関係機関との役割分担等)</li> <li>・ 入所1カ月後に、児相との協議</li> <li>・ 原籍校との連絡調整は、併設学校と通じて行う(転校手続き、年2回の原籍校連絡協議会への参加等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則、入所1カ月間は面会と園外行事には参加しない</li> <li>・ 保護者宛に、児童が書いた手紙を、毎月、家庭通信として送付する</li> <li>・ 保護者、家庭、原籍校等との面会は、児相とも協議して実施する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1、3、6、9カ月に特別寮で振返りを実施する</li> <li>※小学生や、短期間でも振返りが必要と判断すれば、毎月、振返りを実施する場合があります</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宿泊面会、許可外泊(帰省・帰宅訓練)を計画的に実施する</li> <li>※親子・きょうだい、親族等との関係修復が必要なケースは、児相との協議の上で実施する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 退所後、元の生活に戻らないための方策を具体化させる</li> <li>※退所前に特別寮での個別支援を実施する</li> <li>・ 退所前に要保護児童対策地域協議会、警察等との関係者会議を実施し、地域の理解と協力を求める</li> </ul>

\*あくまで目安であって、個々の児童の状況に応じて、各段階の長短はある。特別寮は、振返り・個別支援等にと多目的に使用する。  
\*性問題のある児童に対しては、児童の生活が安定してから、措置機関が当所で個別プログラムを実施する。

### 3 令和4年度事業実施状況

#### (1) 令和4年度を振り返って

##### 【 入園児童の傾向 】

令和4年度は、男子11人、女子2人、合計13人の入園があり、昨年に比べ入所が1名増加しました。また、小学生4名の入所がありました。

入園経路について前年度は33%が家庭裁判所の審判でしたが、令和4年度は23%でした。性的問題行動での入所は23%で、昨年度42%から減少しました。被虐待経験のある児童は46%で、何らかの障害があったり疑われる児童は77%となっています。児童養護施設（里親委託）からの措置変更は3名でした。

ここ最近は発達上の障害（知的障害・自閉スペクトラム症・ADHD・愛着障害など）や被虐待経験がある児童の入園が増加しており、今後もこの傾向は続くと思われます。

##### 【 年間の活動 】

広島学園での基本的な日課に沿った生活に加え、児童の経験の場を広げ、活気ある児童支援を行うよう、併設学校と共働して行事を計画しました。ここ数年は新型コロナウイルス感染症の影響で、園内・対外行事の縮小開催となっていました。令和4年度は、少しずつではあるがコロナ前のような行事を行うことができました。部活動としては、春から夏にかけて男子は野球、秋から冬にかけては男女とも長距離走に取り組みました。女子はバレーボールに取り組むことになっていますが、女子の入所児童がいない状況が続いたため令和4年度はバレーの部活動は行うことはできませんでした。男子は中国少年野球大会でチーム一丸精一杯のプレーで1勝することができ、良い経験となりました。

野球経験もなくキャッチボールもままならない児童も練習を重ね、できることが増えていき、試合では、大きな声を出し、全力でプレーをし、ヒットを打っては全身で喜びを表現する姿は、見るものに感動を与えてくれるとともに、児童も自分自身の新たな面を発見することもできました。

中国地区駅伝マラソン大会は、駅伝の部、マラソンの部とも、最善を尽くした走りを見せ、多くの児童が自己ベストを更新することができました。入園当初は走ることもできずグラウンドを歩いていた児童が、日々励ましを受け、努力を重ねて走れるようになりました。走ることは地味ではありますが、個々の成果が実る競技であり、野球やバレーボールとは違った児童の成長や成果を実感できます。

秋のふれあい運動会や文化活動発表会は、併設学校との共催行事として実施しました。新型コロナウイルス感染症の影響で参加者を制限せざるを得ませんでしたが、保護者、関係者、地域の方々等、多くの参加により、盛会のうちに終えることができました。

また、東広島マツダ会、東広島更生保護女性会、東広島ライオンズクラブ、東広島BBS（大学生のボランティア）、広島学園育成会など様々な団体様から、職業体験（講和や職場見学）、花植え、クリスマス会、餅つき大会、長期休暇時のレクリエーション行事など各種行事の開催や、図書等の寄贈など広範囲のご支援をいただいております。

児童たちも、大勢の大人が応援して下さることを実感し、感謝し、頑張る気持ちを高めることができます。日頃のご支援に感謝するばかりです。

##### 【 退園児童の状況 】

令和4年度の退園児童は10人で、在園期間の平均は1年4か月です。この10人のうち、全日・定時制高校に進んだのは6人です。

## (2) 年間行事

学園の児童は、生育過程における生活体験が乏しく、発達段階に応じて体得しておくべき生活習慣や社会常識が身についておらず、また、感情表現の稚拙さのために対人関係に問題を持つ傾向が強い。このような状況を踏まえ、次のような目的を持って各種行事を行っている。

- ・行事を通して、協力し成し遂げる喜びを味わう。
- ・文化的、体育的行事を通して社会性を身につける。
- ・社会見学を通して正しい職業観を養う。

(花の植付)

4月 認証式・前期始業式・身体測定、  
避難訓練（火災避難）  
更生保護女性会提供の花の植え付け



5月 ゴールデンウィーク日課、Jリーグ観戦  
社会福祉協議会による体験学習（アイマスク体験、ブラインドウォーク）、  
園内梅の実収穫（ジュースとジャム作り）、避難訓練（地震・火災）

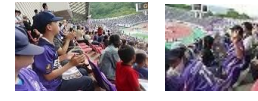
(福祉体験学習)



(園内梅の実収)



(Jリーグ観戦)

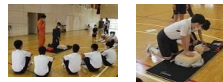


6月 漢字検定、前期中間試験、児相面接、歯科検診、原籍校連絡協議会、地域一斉清掃  
避難訓練（火災、家庭寮）、プール掃除、心肺蘇生法講習（AED）、茶道体験

(地域一斉清掃)



(心肺蘇生法講習 (AED))



7月 第一回進路講演会、漢字検定、プール開き、収穫祭（カレー作り）  
消費者教育講座（中3）、薬物乱用防止教室、避難訓練（火災）、前期前半終了式  
第67回中国少年野球大会（岡山県）

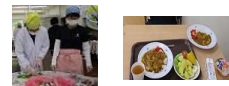
(進路講演会)



(中国地区野球大会 )

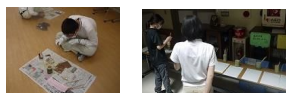


(収穫祭)



8月 平和学習（原爆の日（広島・長崎）、終戦記念日）、竹細工づくり、前期後半開始式、  
BBSのサマーレクレーション、避難訓練（火災）、内科検診、身体測定  
弁護士による詐欺被害講演会

(竹細工)



9月 ふれあい運動会、前期期末試験、避難訓練（地震）

(ふれあい運動会)



10月 中国地区女子児童バレーボール大会（広島県）、前期終了式、平和学習（平和公園）  
三者懇談、後期始業式、第2回進路講演会、避難訓練（火災）、性教育講座  
児相面接、漢字検定、和太鼓練習

(平和学習)



(進路講演会)

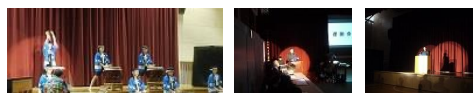


11月 中国地区児童駅伝・マラソン大会（山口県）、文化活動発表会、内科検診、歯科検診  
茶道体験、四者懇談会（中3）、避難訓練（スモーク体験）、後期中間試験、  
更生保護女性会との花の植替えとサツマイモの収穫

(中国地区児童駅伝・マラソン大会)



(文化活動発表会)



12月 原籍校連絡協議会、秋の収穫祭、園内・校内駅伝大会、学力テスト  
いじめアンケート、後期前半終了式、避難訓練（火災、家庭寮）  
園内クリスマス、餅つき、門松づくり

(秋の収穫祭)



(園内・校内駅伝大会)



1月 後期後半開始式、後期期末試験・実力テスト（中3生）  
避難訓練（火災）、内科検診、身体測定、漢字検定

(とんど行事)



(進路講演会)



2月 スキー合宿（鳥取県 大山）、梅見茶会、とんど行事、いじめアンケート  
後期期末試験（中1・2年）、第3回進路講演会、性教育講座、児相面接  
避難訓練（家庭寮、地震）、公立高校入試試験（1次選抜）

(梅見茶会)

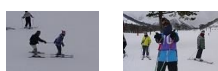


(性教育講座)

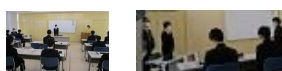


3月 犯罪防止教室・交通安全教室、いじめアンケート、避難訓練（火災）  
公立高校入試試験（2次選抜）、修了式・離任式

(スキー合宿)



(犯罪防止教室)



### (3) 生活支援

#### 【基本的な考え方】

様々な問題を抱えて、入園してくる児童の自立支援を図るため、次の3点に留意しながら生活支援にあたっている。

#### ① 安心・安全な生活を保障する

園内において安全で安心できる生活を送り、職員とともに自己課題に向き合う環境を提供するため、次のことを念頭に支援する。

- ・様々な外部環境から児童を守るための「枠組みのある生活」
- ・暴力などの危険のない生活
- ・基本的欲求の充足（衣食住の保障）
- ・温かい雰囲気づくり
- ・基本的信頼関係の確立

また、園内の生活だけではなく、児童の情感を育むための体験の場が必要であり、「(2) 年間行事」のとおり、季節感に富んだ行事を実施している。

#### ② 基本的な生活習慣を習得する

生活に必要な知識技術を身に付けさせるとともに、対人関係におけるマナーも習得させる。

#### ③ 不適応パターンから適応的パターンへの変容を促す

言葉によるコミュニケーション等の表現力の乏しさを解消するため、児童は、毎日、日誌作成に加えて、職員との対話の機会を設けている。

# 日 課 表

平 日	土曜・日曜・祝祭日
<p>6:45 起床 洗面 健康観察 朝会 掃除</p> <p>7:30 配膳</p> <p>7:45 朝食 はみがき 登校準備</p> <p>8:30 登校 (登校後は学校の日課で生活します)</p> <p>12:00 下校</p> <p>12:20 配膳</p> <p>12:35 昼食 はみがき 登校準備</p> <p>13:15 登校</p> <p>15:15 下校 洗濯 身の回りの整理</p> <p>15:45 クラブ活動</p> <p>17:15 帰寮 洗濯 身の回りの整理</p> <p>17:45 配膳</p> <p>18:00 夕食 はみがき 学習準備など</p> <p>18:40 学習 入浴 (※)</p> <p>19:50 日誌</p> <p>20:45 夕会</p> <p>21:00 おやつ 自由時間</p> <p>21:40 就寝準備・消灯</p>	<p>7:30 起床 (配膳寮は7:15) 洗面 健康観察 朝会</p> <p>7:45 配膳</p> <p>8:00 朝食 はみがき</p> <p>8:30 朝読書 掃除 (土曜日は大掃除) 身の回りの整理 学習 寮活動 (作業など)</p> <p>12:20 配膳</p> <p>12:35 昼食 はみがき 自由時間</p> <p>14:15 クラブ活動</p> <p>17:00 帰寮 洗濯 身の回りの整理 自由時間</p> <p>17:45 配膳</p> <p>18:00 夕食 はみがき 学習準備</p> <p>18:40 学習 入浴 (※)</p> <p>19:50 日誌</p> <p>20:45 夕会</p> <p>21:00 おやつ 自由時間</p> <p>21:40 就寝準備・消灯</p>
<p>※ 配膳寮は、夕食後食堂掃除があるため、18:50から学習スタート</p>	<p>※ 配膳寮は、夕食後食堂掃除があるため、18:50から学習スタート</p>

#### (4) 学習支援

平成 27 年度より、学校教育が導入され、児童は東広島市立もみじ小学校、もみじ中学校（以下「併設学校」という）にて授業を受けている。

##### 【併設学校における取組方針】

###### ① はじめに

在籍する児童・生徒の多くは、望ましい生活習慣や学習習慣が身に付いておらず、小学校や中学校 1 年生の基礎的・基本的学習内容が定着していない子どもも少なくありません。積み重ねを必要とする数学や英語で最も顕著な状況がみられます。また、大人や同年代から愛され大事にされる経験が乏しく、大人不信から情緒的に不安定な子どもや協調性に乏しい子どもが多い状況がみられます。

このような実態から、本校の教育目標を「自らを律し、自ら行動する人間の育成～自律と自立～」とし、「児童生徒が再び原籍校に復帰できるようにすること」、「将来、地域社会に生きる一人の人間として必要な資質を育み、自立して社会生活を営むことができるようになること」を目標に、教育活動を行っています。在籍する児童・生徒の個別状況の中で、学習の到達度における格差は大きく、入園に伴う転入学も随時あることから、授業は複数の教員による少人数指導を原則としています。

###### ② 重点目標

- (1) 確かな学力の定着
- (2) 社会に通用する児童・生徒の育成
- (3) 学園や原籍校との連携の充実

###### ③ 具体的取組み

- (1) 教育活動の推進に当たって、習熟度別指導（数学・英語）や T T による指導を積極的に取り入れ、個に応じたきめ細やかな指導を行う。
- (2) 学年別学級編成での授業を基本に、1 単位時間を 45 分で行う。年間授業時数については、学習指導要領に定められた「年間授業時数表」を基本として実施する。そのために、標準時数の 10/9（1.1 倍）の時間数を確保する。
- (3) 各教科は「本時のねらい」を示し、学習意欲を高めるとともに、各教科における基礎的・基本的事項の習得をめざす。
- (4) 総合的な学習の時間では、広島学園の活動の一つの柱である労作活動を考慮した「環境」と「福祉」「職業・将来」を三つの学習課題として、学園との連携のもとに指導する。
- (5) 道徳教育は、自己を見つめ、互いのよさを認めあう中で、「人としての生き方」について自覚を深めさせ、主体的な道徳的実践力を身に付けさせる。
- (6) 特別活動は、望ましい集団活動を通じて、自主的・自発的活動を促し、主体的に実践する態度を育てるとともに、自己を伸ばそうとする態度の育成を図る。
- (7) 部活動は、男子は野球と陸上に、女子はバレーと陸上に取り組む。なお、中学校体育連盟には加入せず、自立支援施設等の大会への参加（大会によっては学校名を使って参加）を主とし、指導や引率については学校と学園が共同で実施する。

##### 【学園と併設学校の連携】

- (1) 新入処遇時に、併設学校で作成した学力診断テストを行い、児童の学力を把握する。
- (2) 新入生が初登校から 1 週間程度経た段階で、併設学校教諭と連携会議を持ち、学力や授業の様子、支援内容などを確認する。
- (3) 必要に応じ、寮職員と併設学校教諭とで個別のケース会議を実施。

## (5) 作業支援

### ① 労作教育の意義

働くことは、人間の基本的要求であり、人は働くことによって生きがいを感じる。

また、人は働くことによって社会的人間となる。働く体験を通して、将来、健全な社会生活や職業生活を営むのに必要な態度や行動、勤労の習慣や精神、安全意識を高め、職業上の一般的な知識などを児童は身につけることになる。

### ② 指導のねらい

都市部を中心として、自然と触れ合う機会や実体験の少ない子どもが増えている状況の中で、実際に農業体験・環境整備体験や作業体験を行い、自然に触れ合うことによって、「食」や「農業」「環境」の問題を身近に感じさせたい。

また、環境を維持することの意義、健康や命の尊さについて考えるきっかけとしていきたい。

以上のことを踏まえたうえで作業指導を行ない、児童一人ひとりが、次のことを体得できるように努める。

- (ア) 表情を豊かに、自然を愛する心を培い、情緒の安定を図る。
- (イ) 働くことに興味を持ち、持続することによって、達成感や成就感を味わわせる。
- (ウ) 心身を鍛練し、体力や思考力・持続力・忍耐力・応用力などを身につける。
- (エ) 責任を持って役割を遂行させる。力を合わせて働くことで協働の精神を培う。
- (オ) 継続する力を身につける。季節感や自然環境の変化に興味を持たせる。
- (カ) 用具を用いたりする際、安全を考慮した行動を身に着ける。

### ③ 指導内容

- (ア) 環境美化 … 本館掃除、寮掃除、地域清掃、施設内除草、その他
- (イ) 農作業 … 農園作業、その他
- (ウ) 園芸作業 … 花壇の手入れ、その他
- (エ) 樹木管理 … 植栽、摘果、除草、施肥、その他

### ④ 作業の時間帯

毎週、総合的な学習として活動自体を授業のカリキュラムに組み込んでいる。また、生活日課の中では、土日の午前中に1時間から1時間半程度の労作活動を設けている。

それ以外にも、個別支援として別日課を設け自由に時間を設定するなど作物を育て収穫することの喜びを体験させている。

### ⑤ 指導上の留意点

- (ア) 各種農機具やその他の道具を使わせ、その名称及び適切な使用方法を習得させる。危険を伴う農機具については、取り扱いと安全確保について細かい説明をし、安全な使い方を習得させる。
- (イ) 児童の作業態度、作業適性や意欲の状態を観察し、子どもの個性や作業への興味などを見出し、それを援助する。
- (ウ) 責任を持って作業を遂行させ、作業時間の使い方や作業効率などについて工夫させる。
- (エ) 作業中の他の児童たちとの協力関係を考えさせる。



## (6) 関係機関との連携状況

### ア こども家庭センター・児童相談所との連携

#### (ア) こども家庭センター・児童相談所面接、処遇協議

児童の成長や今後の課題を協議・共有することにより、児童の自立を支援する目的で広島学園において、年3回実施している。

また、これとは別に児童が入所して1か月経過した時に、こども家庭センター・児童相談所の児童担当者に来園してもらい処遇協議をして自立支援計画を策定している。

令和4年度後半からは、児童の定期的な振り返りの時期に合わせて、個別にこども家庭センター・児童相談所と協議する方法を一部試行した。

	西部こども家庭センター	東部こども家庭センター	北部こども家庭センター	広島市児童相談所
第1回	令和4年 6月15日(水) 13:00~16:00	令和4年 6月8日(水) 13:00~16:00	令和4年 6月29日(水) 13:00~16:00	令和4年 6月22日(水) 13:00~16:00
第2回	令和4年 10月12日(水) 13:00~16:00	令和4年 10月5日(水) 13:00~16:00	令和4年 10月26日(水) 13:00~16:00	令和4年 10月19日(水) 13:00~16:00
第3回	令和5年 2月8日(水) 13:00~16:00	令和5年 2月1日(水) 13:00~16:00	令和5年 2月22日(水) 13:00~16:00	令和5年 2月15日(水) 13:00~16:00

#### (イ) こども家庭センター・児童相談所等との連絡会議

相互の情報交換や児童の処遇全体にかかわる意見の調整を行うことにより、連携を緊密にし、業務を円滑に推進する目的で広島学園において年1回以上実施している。構成員はこども家庭センター・児童相談所職員、広島学園職員、こども家庭課担当職員であり、各機関から出された議案について協議、情報交換を行っている。

#### (ウ) 「こども家庭センター・広島学園」所(園)長、次長、総務担当課長会議

県こども家庭センターと広島学園、こども家庭課、障害者支援課の長や総務課長などが、懸案事項の協議や情報交換を年に2回行っている。令和4年6月7日に実施し、2回目は令和4年3月15日に実施した。

### イ 家庭裁判所・保護観察所・少年院・少女苑・警察等との連携

月 日	関 係 先	会 議 名 等
令和4年11月29日	広島家庭裁判所	広島学園 視察

### ウ 原籍校連絡協議会

入園児童の原籍校に併設学校及び学園の取組についての理解を深めてもらい、あわせて児童一人ひとりの今後の支援や進路などについての協議を行うことを目的に、毎年2回実施。

最初に全体連絡協議で併設学校のカリキュラムや進路等にかかわる全体説明を行う。その後、原籍校の教員と併設学校の担任及び当学園の児童担当者で個別協議をし、各寮に移って児童・原籍校教員による面接を実施。

○令和4年度の実施状況

前期 6月22日(水) 13:30～16:00  
後期 12月7日(水) 13:30～16:00

前期の連絡会は、併設学校の取組や手続き等の説明と学園生活の理解を原籍校に働きかけた。

後期は、併設学校での学習指導の状況、進路指導および籍の移動について説明し、原籍校に協力を依頼した。また、中学3年生には四者懇談を行い、進路について話し合う機会も設けた。

連絡会のほか、運動会、文化活動発表会等の学園行事の際に来園していただき、その都度、連絡・協議・面会の機会を設けている。また、これとは別に定期的な面会も実施している。

エ 児童自立支援施設協議会

全国及び地区ブロックごとに定例の会議が開かれ、国への要望や当面の課題についての協議と情報交換を行っている。

会 議 名 等	令和4年度	場 所
中国地区児童自立支援施設 施設長・指導課長研究協議会	10月18日	オンライン開催
全国児童自立支援施設 施設長会議	9月29日～30日	山口県
中国四国地区児童自立支援施設 施設長・庶務主任研究協議会	9月12日～13日	岡山県
全国職員研修会	9月27日～29日	静岡県
中国四国地区児童自立支援施設職員研修会	12月8日～9日	愛媛県

オ 中国地区児童自立支援施設協議会専門委員会

(令和4年度)

会 議 テ ー マ 等	月 日	場 所
1 令和4年度専門委員長の選出 2 近況報告 3 令和4年度のテーマについて ・ 入所児童のアセスメントについて～支援プランにつなげるアセスメントシート作成～ ・ 家庭へ戻れない児童の支援について 4 「中国児協」の発行について	5月13日～14日	岡山
1 近況報告 2 各施設が記入作成した児童のアセスメントシートによるケース検討 3 「中国児協」の発行について	8月26日～27日	広島

会 議 テ ー マ 等	月 日	場 所
1 近況報告 2 各施設が記入作成した児童のアセスメントシートによるケース検討 3 退所状況資料にもとづく検討 4 「中国児協」の発行について	10月28日～29日	山口
1 近況報告 2 各施設が記入作成した児童のアセスメントシートによるケース検討	12月2日～3日	島根
1 近況報告 2 各施設が記入作成した児童のアセスメントシートによるケース検討 3 退所状況資料にもとづく検討	2月17日～18日	鳥取

カ 県こども家庭課、東広島市役所等

(ア) 地方機関所長会議

令和4年4月6日(水) オンラインで開催された。

(イ) 広島学園・もみじ小学校・もみじ中学校運営推進協議会

令和4年10月21日、広島学園で開催。学園・もみじ小学校・もみじ中学校が参加した。

キ その他

(ア) 広島学園育成会役員会・総会

令和4年5月31日、広島学園において開催された。

(イ) 広島県児童養護施設協議会との連絡調整会

毎年度2回開催されており、児童養護施設との情報交換を行っている。

第1回：令和4年6月10日(金)

第2回：令和5年2月10日(金)

## (7)職員研修会等参加状況

	研 修 会 名	期 日	場 所	参 加 者
1	【広島学園職員研修】			
	・新任者職員研修	4/1、4/4	学園	新任者
	・自立支援施設の運営ビジョン	4/6	学園	全職員
	・特別支援意見集約とまとめ報告	5/11	学園	全職員
	・広島学園における児童への支援・指導について	5/25	学園	全職員
	・動機づけ面接について	6/16	学園	全職員
	・無断外出捜索研修	6/29	学園、近隣	当日勤務者
	・性問題行動再発防止プログラム研修	4/21、5/12、 6/16、7/21、 8/25、9/22、 10/20、11/24、 12/15、1/9、 2/9、3/16	学園	管理職職員 当日勤務者
	包括的暴力防止プログラム (CVPPP) 復命研修	①9/21、②9/28 ③11/29	①、②、③学園	①、②管理職職員、当日勤務者 ③措置機関職員
	・児童自立支援計画作成研修	2/22	学園	管理職職員 当日勤務者
・人権問題研修	3/1	学園	当日勤務者	
2	【こども家庭センター等研修】			
	・児童福祉司任用前講習会		西部こども家庭センター等	2名
3	【全児協・中四国児協関連】			
	・中国地区施設長・指導課長研究協議会	10/18	広島学園 (Web)	園長、副園長、自立支援課長、総括主任
	・全国児童自立支援施設長会議	9/29、9/30	山口県立育成学校	園長、副園長
	・中国四国施設長・庶務主任研究協議会	9/12～9/13	岡山県立成徳学校	園長、総務課長
	・全国児童自立支援施設職員研修会	9/27～9/29	静岡県立三方原学園	1名
	・全国児童自立支援施設新任施設長研修	①5/17～5/19 ②5/20～9/5 ③9/6～9/8	①オンライン ②各職場 ③国立武蔵野学院	園長
	・中堅研修 コースⅡ	1/24～1/27	国立武蔵野学院 (Web)	1名
	・中堅研修 コースⅢ	1/25	国立きぬ川学院 (Web)	1名
	・中国四国地区児童自立支援施設職員研修会	12/8～12/9	愛媛県立えひめ学園	1名
	・中国地区専門委員会	5/13、5/14	岡山県	1名
		8/26、8/27	広島県	1名
		10/28、10/29	山口県	1名
		12/2、12/3	島根県	1名
2/17、2/18		鳥取県	1名	
4	【外部機関派遣研修】			
	包括的に暴力を予防・防止するプログラム トレーナー養成研修	6/21～6/24	佐賀	1名
	もふもふネット	4/29、30 5/28、29 6/25、26	大阪	1名
	もふもふネット	1/28	大阪	1名
	もふもふネット	2/25	大阪	2名
	「虐待の世代間伝達を理解する」	11/11	西日本こども研修センターあかし (Web)	1名
	先進県視察	2/17	福岡学園	2名
	社会福祉士実習指導者講習会	12/3、12/4	Web	1名

(8) 施設見学研修生の受け入れ状況

NO	期日	見 学 研 修 者	人数 (人)	合計 (人)
1	令和4年10月20日	尾道保護司会	31	31
2	令和4年11月29日	尾道家庭裁判所	4	4
3	令和5年1月24日	少年協助力員	5	5
4	令和5年1月27日	安田女子大学	3	3

(9) 実習生の受け入れ状況

期 間	施 設 名	内 容	日数	人員	延人員
令和4年10月24日～11月1日	広島文化学園大学	社会福祉士相談援助実習	8日	2名	16名
令和4年9月21日～9月25日	東京家政大学	心理実践実習	5日	2名	10名
令和4年8月10日～8月15日	安田女子大学	心理実践実習	6日	2名	12日
令和4年7月4日～7月8日	広島国際大学	臨床心理地域援助額実習	5日	2名	10名

※「広島県保健福祉関係学生実習受入実施要綱」が定められており、時期、人数等については、広島県健康福祉局健康福祉総務課が窓口となって全体を取りまとめ、実習を受け入れる機関と調整している。

## (10) 避難訓練等実施状況

実施日	想定	訓練内容	参加児童職員数	合計
4月24日	火災発生	避難訓練 ア：非常放送, 通報訓練 イ：児童・職員避難訓練 ウ：管理職への連絡訓練	21人	12回実施 344人
5月17日	火災発生	避難訓練 ア：非常放送, 通報訓練 イ：児童・職員避難訓練 ウ：管理職への連絡訓練 「広島県一斉防災教室」参加 ひろしまマイ・タイムライン動画視聴	35人	
6月26日	地震・火災発生	避難訓練 ア：非常放送, 通報訓練 イ：児童・職員避難訓練 ウ：管理職への連絡訓練	22人	
7月19日	火災発生	避難訓練 ア：非常放送, 通報訓練 イ：児童・職員避難訓練 ウ：管理職への連絡訓練	36人	
8月27日	火災発生(夜間)	避難訓練 ア：非常放送, 通報訓練 イ：児童・職員避難訓練 ウ：管理職への連絡訓練	22人	
9月27日	ミサイル発射	避難訓練 ア：非常放送, 通報訓練 イ：児童・職員避難訓練 ウ：管理職への連絡訓練	34人	
10月30日	地震・火災発生	避難訓練 ア：非常放送, 通報訓練 イ：児童・職員避難訓練 ウ：管理職への連絡訓練	23人	
11月29日	火災発生	避難訓練 ア：非常放送, 通報訓練 イ：児童・職員避難訓練 ウ：管理職への連絡訓練 消火訓練 スモーク避難訓練	37人	
12月18日	火災発生(夜間)	避難訓練 ア：非常放送, 通報訓練 イ：児童・職員避難訓練 ウ：管理職への連絡訓練	24人	
1月16日	地震・火災発生	避難訓練 ア：非常放送, 通報訓練 イ：児童・職員避難訓練 ウ：管理職への連絡訓練	36人	
2月26日	火災発生	避難訓練 ア：非常放送, 通報訓練 イ：児童・職員避難訓練 ウ：管理職への連絡訓練	21人	
3月8日	火災発生	避難訓練 ア：非常放送, 通報訓練 イ：児童・職員避難訓練 ウ：管理職への連絡訓練	33人	

(11) 治療の状況

ア 令和4年度児童生徒医療機関受診表 (延数)

診療科目	外科・整形外科	耳鼻咽喉科	内科	眼科	皮膚科(泌尿器科)	脳神経外科	歯科	精神科・心療内科	婦人科	内科検診・歯科検診	予防接種	入院	その他	合計
4月	0	9	4	2	8	0	0	8	0	2	0	0	0	33
5月	7	2	1	2	4	0	0	8	0	0	1	0	0	25
6月	10	3	1	4	8	0	0	8	0	24	0	0	0	58
7月	2	0	0	2	9	0	4	8	0	0	1	0	0	26
8月	1	0	2	2	9	0	2	10	0	0	5	0	0	31
9月	2	3	1	0	6	0	0	10	0	0	3	0	0	25
10月	4	7	2	3	4	0	5	9	0	2	12	0	0	48
11月	2	7	2	0	6	0	2	13	0	30	12	0	0	74
12月	2	4	1	2	13	0	8	10	0	0	4	0	0	44
1月	2	3	1	0	4	0	2	9	0	0	0	0	0	21
2月	0	2	1	3	3	0	0	13	0	1	5	7	0	35
3月	2	4	2	1	3	0	0	9	0	1	11	31	0	64
計	34	44	18	21	77	0	23	115	0	60	54	38	0	484
主な疾患	骨折・捻挫・手術等	コロナ感染症	アレルギー性鼻炎・外耳炎・中耳炎・新型コロナウイルス感染症疑い・胃腸炎・諸検査	アレルギー性結膜炎・視力処方・霰粒腫・視力検査	水虫・尋常性疣贅・汗疹・ニキビ・夜尿等		虫歯治療・歯石除去等	発達障害・ADHD・ASD等		嘱託医	新型コロナウイルス・定期(DT、日本脳炎)任意(インフルエンザ、麻疹・風疹、DT、日本脳炎、おたふく、水痘)	精神科病院		

イ 令和4年度保健室処置表（延数）

処置項目	外傷（打撲・筋肉痛）	皮膚（湿疹・蕁麻疹・アトピー様）	感冒（風邪・インフルエンザ・発熱）	口腔（外傷・歯痛）	胃腸（腹痛・下痢・便秘）	目（めぼ・炎症・結膜炎）	耳鼻咽喉（鼻炎・外耳炎）	不定愁訴（頭痛・イライラ・倦怠感）	身体計測（定期・不定期）	入園時健康調査	検尿（糖・蛋白・潜血）	検便（腸内細菌）	聴力検査（再検査含む）	視力検査・視能検査	相談（身体的な訴えがない・生理痛）	その他	合計
4月	0	5	0	0	0	3	0	0	12	0	12	12	12	12	0	7	75
5月	0	4	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
6月	1	7	2	0	1	2	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	16
7月	0	0	0	0	0	2	1	0	1	1	1	1	1	1	0	0	9
8月	0	0	8	0	0	3	0	0	14	1	1	1	1	1	0	8	38
9月	2	2	10	0	1	3	4	0	0	2	0	0	0	0	0	10	34
10月	1	1	5	0	0	1	1	0	0	1	1	1	0	0	0	1	13
11月	0	0	3	0	1	0	0	1	1	1	0	0	1	1	0	2	11
12月	0	3	2	0	0	3	0	0	2	1	2	2	2	2	0	7	26
1月	3	0	8	0	0	0	0	1	0	2	1	1	0	0	0	22	38
2月	1	0	2	0	0	6	0	0	1	1	1	1	0	1	0	6	20
3月	3	3	3	1	0	1	1	0	0	2	1	1	0	0	0	10	26
	11	25	45	1	4	24	9	2	31	13	20	20	17	18	0	73	313
備考	捻挫・腰痛等	湿疹・虫さされ・掻痒感	悪寒・発熱・腹痛等	う歯・口内炎・口唇炎	腹痛・軟便	目の充血・眼瞼の痛み、腫脹、痒み	耳鳴り・耳垢・鼻閉・鼻水				検査機関へ依頼	検査機関へ依頼				新型コロナウイルス抗原検査、PCR検査等	



(12) 心理支援の状況

はじめに

最近5年間（平成30年度～令和4年度）の入園児童のうち「自閉スペクトラム症」「注意欠如・多動症」と「知的能力障害」など発達上の困難さを抱える児童が65.9%、被虐待経験のある児童が52.4%を占めている。

児童支援においては、通院や服薬、福祉的なケア、指導場面において様々な配慮や工夫、適切な助言が得られるように平成24年度から専任職員を配置して心理支援を行っている。

ア 目的 ①対象児童の非行の背景にある問題を理解し、不適応行動の改善を図るとともに心理学的立場から職員に必要な助言を行う。

②性問題行動を主訴に入所した児童に対して心理治療教育を行う。

イ 対象 児童自立支援施設に入所する児童は相当の不適応が予測されるため、心理支援は全員に必要である。またそのような児童が集団生活をする中で起こす様々な問題に対処し、寮を運営する職員のためにコンサルテーションは欠かせない。

ウ 内容 ① 心理療法

② 心理面接（アセスメントを目的とする）

③ 受理面接

④ コンサルテーション

⑤ 事例検討会への出席

⑥ 会議への出席（受理会議・援助方針会議・ケース連絡会議など）

⑦ 他機関紹介（精神医学的・福祉的機関の紹介）

エ 実施状況

令和3年・令和4年度心理支援内容別件数

年度	心理療法 心理面接	心理検査	受理面接	コンサルテ ーション	事例検討会 各種会議	他機関紹介	合計
3	231	0	15	113	55	3	402
4	234	1	11	119	45	5	415

### (13) 各会議の開催状況

#### ① 全体職員会議

- ・職員間で情報伝達や意見交換を行うことによって、児童自立支援業務をより効果的、円滑に実施することを目的とする。
- ・園長が主宰し、副園長が進行する。
- ・勤務している全職員で構成する（各寮で児童処遇に当る職員を除く。）。
- ・必要に応じて開催する。

#### ② 主任会議（ポスト主任会議）

- ・広島学園の業務で、全体的に連絡及び調整等を必要とする諸問題について協議するとともに、入所児童の生活状況の共有と支援方針を確認する。
- ・自立支援課長が主宰・進行する。
- ・園長、副園長、総務課長、自立支援課長、総括主任、心理療法担当、各寮長、育成主任、教育主任、労作主任、もみじ小・中学校長で構成する。
- ・毎週水曜日の午前中に開催する。

#### ③ 寮長会議

- ・児童処遇や寮運営について、寮間で標準化を図るなど安定した寮運営を行うことを目的とする。
- ・自立支援課長が主宰・進行する。
- ・自立支援課長、総括主任、心理療法担当、各寮長で構成する。必要に応じて、園長、副園長、副寮長が参加する。
- ・水曜日のポスト主任会議終了後、必要に応じて開催する。

#### ④ 寮会議

- ・児童の処遇方針や寮運営について話し合い、内容によっては、係会議やポスト主任会議に諮って決定する。また、ポスト主任会議や係会議の決定事項を伝達する。
- ・寮長が主宰・進行する。
- ・寮職員で構成する。必要に応じて、園長、副園長、自立支援課長、総括主任、心理療法担当が参加する。
- ・毎週水曜日に開催する。

#### ⑤ 係会議（育成・生活係、教育係、労作係）

- ・行事や業務の実施方針等について話し合い、内容によってはポスト主任会議や寮会議に諮って決定する。また、ポスト主任会議や寮会議の決定事項を伝達する。
- ・各主任が主宰・進行し、係の職員で構成する。
- ・毎週水曜日に開催する。

#### ⑥ 受理会議

- ・入園打診があったケースについて、学園・各寮の状況を考慮しながら入園の適否や時期、及び受け入れ寮について協議することを目的とする。
- ・自立支援課長が主宰・進行する。
- ・園長、副園長、総務課長、自立支援課長・総括主任、各寮長、もみじ小・中学校長で構成する。
- ・必要に応じて随時開催する。

#### ⑦ 援助方針会議

- ・入園中の児童について、指導内容や方針等について協議することを目的とする。
- ・自立支援課長が主宰し、総括主任が進行する。
- ・園長、副園長、総務課長、自立支援課長、総括主任、各寮長・副寮長（1名）、寮担当者、もみじ小・中学校長で構成する。
- ・必要に応じて随時開催する。

⑧ 園内カンファレンス

- ・アセスメントをもとに、自立支援計画を定めることを目的とする。
- ・自立支援課長が主宰し、総括主任が進行する。
- ・園長、副園長、総務課長、自立支援課長、総括主任、心理療法担当、担当寮長、寮担当者で構成する。
- ・定例の振り返り（3.6.9.12ヶ月、その後3ヶ月毎）を終えた後に速やかに実施する。

⑨ 職員朝会

- ・児童の状況や健康状態・注意事項、当日の流れ、職員の動きなどの報告・連絡・相談・確認を行い、もみじ小・中学校との情報の共有と連携を目的とする。
- ・自立支援課長が主宰・進行する。
- ・園長、副園長、総務課長、自立支援課長、総括主任、心理療法担当、各寮担当職員、もみじ小・中学校長、教頭、教諭で構成する。
- ・毎朝（平日）午前8時半から自立支援課職員室で開催する。

⑩ 暮会

- ・本館授業での児童の様子や取組について、報告・連絡・相談・確認を行い、もみじ小・中学校との情報の共有と連携を行う。
- ・もみじ小・中学校の教頭が主宰・進行する。
- ・園長、副園長、自立支援課長、総括主任、心理療法担当、各寮担当職員、もみじ小・中学校長、教頭、教諭で構成する。
- ・平日の午後3時15分から自立支援課職員室で開催する。

⑪ 保健委員会

- ・児童の健康に関する諸問題について、協議、検討するとともに、児童の個々の身体状況を把握することにより、適正な健康管理を行うことを目的とする。
- ・園長が招集し、主催する。
- ・園長、副園長、総務課長、自立支援課長、総括主任、寮長、及び総務課保健担当で構成する。
- ・原則として年2回開催する。

⑫ 給食委員会

- ・児童の食事に関する諸問題について、学園と給食業務受託者が協議、検討を行い、児童の健康で規則正しい食生活習慣を身に付けさせることを目的とする。
- ・園長が招集し、主催する。
- ・（学園）：園長、副園長、総務課長、自立支援課長、各主任、総務課給食担当者  
（受託者）：受託者の代表、栄養士、給食業務責任者、給食業務従事者で構成する。
- ・原則として年2回（学期毎に1回）開催する。

⑬ 給食会議

- ・児童の食事に関して、学園と給食業務受託者が協議、検討を行い、より良い食事を提供することを目的とする。
- ・総務課長が招集し、主催する。
- ・（学園）：総務課長、自立支援課長、生活主任、総務課給食担当者  
（給食業務受託者）：受託者の担当者、栄養士、給食業務責任者で構成する。
- ・原則として毎月開催する。

## 4 統計資料

### (1) 年度別（初日）在籍児童数

（単位：人）

年度 月	26	27	28	29	30	31-元	R2	R3	R4
4月	32 (11)	26 (7)	22 (6)	14 (2)	18 (3)	13 (5)	17 (5)	19 (4)	16 (3)
5月	31 (11)	23 (5)	23 (6)	12 (2)	18 (3)	13 (4)	17 (4)	20 (4)	12 (0)
6月	30 (9)	25 (5)	25 (6)	12 (2)	17 (3)	14 (4)	18 (4)	19 (5)	12 (0)
7月	29 (7)	24 (5)	24 (6)	15 (3)	18 (3)	14 (4)	15 (5)	20 (5)	13 (0)
8月	32 (8)	23 (5)	21 (4)	15 (3)	20 (3)	18 (4)	18 (5)	20 (5)	15 (0)
9月	32 (8)	21 (5)	20 (4)	17 (4)	21 (4)	16 (4)	20 (5)	21 (5)	14 (0)
10月	32 (8)	21 (5)	22 (4)	18 (4)	20 (4)	17 (5)	21 (5)	20 (5)	15 (1)
11月	32 (8)	23 (6)	22 (4)	20 (4)	21 (5)	19 (5)	22 (5)	22 (6)	15 (1)
12月	33 (8)	25 (6)	22 (4)	19 (4)	21 (5)	17 (5)	22 (5)	23 (6)	16 (1)
1月	35 (9)	24 (5)	21 (4)	21 (4)	22 (5)	18 (6)	21 (5)	22 (5)	14 (1)
2月	34 (8)	24 (5)	21 (4)	22 (4)	21 (5)	20 (6)	21 (5)	22 (5)	16 (1)
3月	34 (8)	26 (6)	22 (5)	24 (5)	21 (5)	22 (7)	22 (5)	20 (4)	18 (2)

(注) ( ) 内は女子で内数

### (2) 入退所児童の状況

（単位：人）

年度 区分	26	27	28	29	30	31-元	R2	R3	R4
入 園	16	15	10	14	9	16	16	12	13
退 園	22	19	18	10	13	13	14	12	15

(3) 支援期間

(単位：人)

年度 処遇期間	26	27	28	29	30	31・元	R2	R3	R4
1年未満	0	0	2	1	2	4	6	1	3
1年以上2年未満	17	17	13	5	8	6	6	9	11
2年以上3年未満	5	1	3	4	3	3	2	2	1
3年以上4年未満	0	1	0	0	0	0	0	0	0
4年以上5年未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5年以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	22	19	18	10	13	13	14	12	15
平均	1年 8ヶ月	1年 6ヶ月	1年 6ヶ月	1年 6ヶ月	1年 7ヶ月	1年 4ヶ月	1年 2ヶ月	1年 7ヶ月	1年 2ヶ月

(注) 退園時の年度で計上している。

(4) 無断外出の状況

(単位：人)

年度	26		27		28		29		30		31・元		R2		R3		R4	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
	0	0	0	0	2	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2

## (5) 退所後の進路状況

(単位:人)

項目 \ 年度	26	27	28	29	30	31-元	R2	R3	R4
就 職	8	5	2	0	0	0	0	0	0
全 日 制 高 校	4	3	9	5	6	5	3	1	7
定 時 制 高 校 (就 職)	3	1	1	1	1	0	0	0	0
通 信 制 高 校 (就 職)	1	3	2	0	0	1	0	0	0
強 制 引 取	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家 裁 送 致	0	1	0	0	0	0	0	1	0
復 学	5	6	1	2	5	7	6	5	4
措 置 変 更	0	0	1	3	1	0	5	4	2
各 種 学 校	1	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他	0	0	2	0	0	0	0	1	2
計	22	19	18	11	13	13	14	12	15

## (6) 令和4年度入所児童市郡別措置状況

(単位:人)

区 分	広島市	呉市	竹原市	三原市	尾道市	福山市	府中市	三次市	庄原市	大竹市	東広島市	廿日市市	安芸高田市	江田島市	郡部	他県	計
男 子	1	0	0	1	0	5	0	0	0	0	1	2	0	1	0	0	11
女 子	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
計	2	0	0	1	0	5	0	0	0	0	1	2	0	1	0	1	13

## (7) 令和4年度入所児童の主な養育者

(単位:人)

区分	実父母	実父のみ	実母のみ	継(養)母のみ	継(養)父のみ	実母継(養)父	実父継(養)母	合計
男子	3	1	6	0	0	0	1	11
女子	0	0	2	0	0	0	0	2
計	3	1	8	0	0	0	1	13

## (8) 令和4年度入所児童の主な入所理由

(単位:人)

区分	盗み		恐喝	傷害	校内暴力	家庭内暴力	ガス・シンナー吸引	家出・外泊・浮浪	金品持出	怠学	わいせつ・性非行	異常行動・乱暴・放火	施設からの措置変更(内数)	その他	計
	オートバイ・自転車	その他													
男子	0	1	0	1	1	4	0	0	1	0	3	0	(1)	0	11
女子	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	(1)	0	2
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(2)	0	13

## (9) 令和4年度入所児童の学年状況

(単位:人)

学年区分	小学生	中学生			高校生	中卒	計
		1	2	3	1~3		
男子	4	4	2	1	0	0	11
女子	0	1	1	0	0	0	2
計	4	5	3	1	0	0	13

(10) 令和4年度 うめ寮の利用状況 (令和4年4月1日～令和5年3月31日)

利用児	理由	期間	日数	利用児	理由	期間	日数
A	1-②	4/15 ~ 4/17	3	N	2-①	1/7 ~ 1/8	2
B	1-②	4/22 ~ 4/24	3	G	2-①	1/8 ~ 1/9	2
C	1-②	4/28 ~ 4/30	3	J	2-①	1/9 ~ 1/10	2
D	1-②	5/6 ~ 5/8	3	G	2-①	1/13 ~ 1/14	2
E	1-②	5/8 ~ 5/8	1	J	1-②	1/14 ~ 1/15	2
F	1-②	5/20 ~ 5/22	3	T	1-①	1/16 ~ 1/19	4
B	1-②	6/3 ~ 6/5	3	Q	1-②	1/20 ~ 1/21	2
C	1-②	6/10 ~ 6/12	3	U	1-①	1/23 ~ 1/26	4
G	1-②	6/17 ~ 6/19	3	G	2-①	2/5 ~ 2/6	2
H	1-①	6/13 ~ 6/17	5	V	1-①	2/7 ~ 2/10	4
I	1-②	7/1 ~ 7/3	3	Q	1-②	2/11 ~ 2/12	2
J	1-①	7/4 ~ 7/7	4	B	2-①	2/12 ~ 2/13	2
E	1-②	7/8 ~ 7/8	1	R	1-②	2/15 ~ 2/16	2
K	1-②	7/15 ~ 7/17	3	S	1-④	2/16 ~ 2/18	3
H	1-③	7/27 ~ 7/31	5	Y	1-③	2/19 ~ 2/20	2
L	1-①	8/1 ~ 8/5	5	T	2-②	2/20 ~ 2/20	1
M	1-②	8/9 ~ 8/10	2	T	1-②	2/22 ~ 2/23	2
A	1-②	8/21 ~ 8/21	1	B	2-①	2/26 ~ 2/27	2
N	2-①	8/28 ~ 8/30	3	W	1-①	2/28 ~ 3/3	4
D	2-①	9/1 ~ 9/9	9	X	1-①	3/7 ~ 3/10	4
O	1-①	9/12 ~ 9/16	5	Q	1-②	3/11 ~ 3/12	2
I	1-②	9/20 ~ 9/20	1	S	1-②	3/18 ~ 3/18	1
Y	1-①	9/27 ~ 10/1	5	U	1-②	3/29 ~ 3/29	1
F	2-①	10/9 ~ 10/10	2				
K	1-②	10/12 ~ 10/13	2				
I	1-②	10/15 ~ 10/16	2				
P	1-①	10/17 ~ 10/26	10				
P	1-③	10/27 ~ 11/12	17				
K	2-①	11/1 ~ 11/2	2				
M	2-①	11/6 ~ 11/7	2				
Q	1-①	11/7 ~ 11/10	4				
B	1-②	11/22 ~ 11/24	3				
K	2-①	11/25 ~ 11/26	2				
P	1-③	11/22 ~ 11/23	2				
N	2-①	11/27 ~ 11/28	2				
R	1-①	12/5 ~ 12/10	6				
R	1-③	12/21 ~ 12/22	2				
A	2-①	12/12 ~ 12/13	2				
L	1-②	12/16 ~ 12/18	3				
I	1-⑤	12/19 ~ 12/24	6				
Q	1-②	12/25 ~ 12/25	1				
F	1-⑤	12/26 ~ 12/29	4				
M	2-①	1/1 ~ 1/2	2				
A	2-①	1/2 ~ 1/3	2				
S	2-①	1/3 ~ 1/4	2				
N	2-①	1/4 ~ 1/5	2				

実利用児数	25人
利用回数	69回
延利用日数	213日

(理由欄の摘要)

- 1 特別指導 ①新入 ②定期振り返り ③園内非行 ④反省 ⑤退園前 ⑥その他
- 2 その他 ①感染症による隔離 ②保護者面会 ③関係機関等面接 ④一時保護委託 ⑤その他



交通案内図

